

労災診療費のレセプト審査事務の委託等に関する主な論点(案)

1 検討の対象

論点1 レセプト審査事務の委託等として検討する対象は何か。

2 労災診療費の労働基準法・労災保険法の位置づけ

論点2 労災保険制度の特徴

3 審査

論点3 労働局と社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)の審査目的・内容の違いはあるのか。

論点4 労働局と支払基金の審査体制にどのような違いがあるか。

論点5 労働局と支払基金での取扱実績、査定実績をどのように捉えるか。

4 支払基金に委託するとした場合

論点6 支払基金に委託するとした場合、対象業務はどこまでとなるのか。

論点7 労働局(労働基準監督署を含む。)と支払基金で判断が異なった場合、どのように考えるのか。

論点8 委託するとした場合、審査期間をどのように考えればいいのか。

論点9 委託するとした場合、費用対効果をどのように考えればいいのか。